

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>事業税(外形)</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	少額短期保険業に係る収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 少額短期保険業に係る法人事業税については、課税標準の計算に当たり、正味収入保険料の2分の1を控除する特例措置が5年間講じられている。 ※保険会社に係る法人事業税については、課税標準の計算に当たり、正味収入保険料の2分の1に相当する金額を控除する特例措置は講じられていない。</p> <p>・ 特例措置の内容 少額短期保険業者に係る法人事業税に係る課税標準額の取扱いについて、引き続き、現行の特例措置を5年間延長すること。</p>		
関係条文	地方税法附則第9条		
減収見込額	（初年度） — （▲34） （平年度） — （▲34） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 少額短期保険業者の経営の安定を図ること</p> <p>（2）施策の必要性 少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した課税とし、経営の安定を図るためには、当該業者に係る法人事業税の特例措置を5年間延長する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-1 金融機関が健全に経営されていること
	政策の達成目標	少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した課税とし、経営の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
政策目標の達成状況	<p>特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行ってきた事業者が円滑に少額短期保険業者に移行した。また、特殊な事情のある1社を除き廃業した業者がなく、ソルベンシー・マージン比率は全社において健全性の基準を上回るなど、少額短期保険業者の経営の安定が確保されてきている。</p> <p>ただし、少額短期保険業は、制度開始後間もないこと等から、当期純損益の赤字を計上している業者の割合は依然として高い状況にある。</p> <p>①法人事業税の特例措置の適用業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度:5社 ・平成19年度:19社 ・平成20年度:62社 ・平成21年度:64社 <p>※上記は、登録年月日ではなく、少額短期保険業の業務開始日をもとに集計。 ※廃業した1社は除く。</p> <p>②当期純損益の赤字を計上している業者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度:85.7% ・平成20年度:73.8% ・平成21年度:66.2% <p>(注)上記①②は、いずれも少額短期保険業者の報告データより作成。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	少額短期保険業者 (65社) : 34百万円
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、本特例措置を講じ、当該業者の担税力に配慮した課税とすることにより、経営の安定が図られる見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有することや、当期純損益の赤字を計上している業者の割合が依然として高い状況にあること等を踏まえれば、当該特例措置を講じ、少額短期保険業者の担税力に配慮した課税とすることにより、経営の安定を図ることとなることから、本特例措置は妥当なものである。
ページ		9-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>少額短期保険業に係る法人事業税の減税規模・廃業数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度（5社）：4百万円、廃業数：0社 ・平成19年度（19社）：4百万円、廃業数：0社 ・平成20年度（62社）：43百万円、廃業数：0社 ・平成21年度（64社）：34百万円、廃業数：1社
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、本特例措置を講じ、当該業者の担税力に配慮した課税とすることにより、経営の安定を図るものとなっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>これまで特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行ってきた事業者について、円滑に少額短期保険業者に移行させる。</p> <p>少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した課税とすることにより、経営の安定を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行ってきた事業者が円滑に少額短期保険業者に移行した。また、特殊な事情のある1社を除き廃業した業者がなく、ソルベンシー・マージン比率は全社において健全性の基準を上回るなど、少額短期保険業者の経営の安定が確保されてきているところであり、本特例措置が一定の寄与をしているものと考えられる。</p> <p>ただし、少額短期保険業は、制度開始後間もないこと等から、当期純損益の赤字を計上している業者の割合は依然として高い状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成18年度税制改正において要望を行っている（時限措置）。</p>